

2 EU の GI 監視スキーム等実態調査

2.1 はじめに

2.1.1 背景

地域には伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地の特性がその品質等の特性に結びついている産品が多く存在する。これらの産品の名称（地理的表示）を知的財産として登録し保護する制度が 2015 年から始まった**地理的表示（GI）保護制度**である。GI 保護制度は欧州で長い歴史があり、欧州連合（EU）は 1992 年に原産地名称保護制度を制定し、域内での GI を保護している。

日本の GI 保護制度は、国内では政府がその権利を保護することを定めている。一方、海外でも GI を含む知的財産の侵害は起こっている。日本の GI や地名に係る商標を第三者が海外において出願（冒認出願）を行っている事例や、海外で日本の GI 産品や日本ブランドの模倣品が販売される事例が確認されている。

このような中で、2019 年 2 月 1 日に日本と欧州連合の経済連携協定が発効された。地理的表示について相互に高いレベルで保護されることになり、日本側の GI 産品（農産物類 48 産品、酒類 8 産品）と EU 側の（農産物類 71 産品、酒類 139 産品）の GI 産品についてそれぞれの法制度による保護が開始された。また、2021 年 2 月 1 日から、日本側の GI 産品（農産物類 25 産品、酒類 3 産品）と EU 側の（農産物類 21 産品、酒類 7 産品）の GI 産品について、新たに追加保護されることとなった。

2.1.2 本書の目的

本調査は、昨年度実施した EU 加盟国 6 カ国（イタリア、フランス、スペイン、ドイツ、イギリス、オランダ）を対象とした調査の続編である。本年度は残りの 22 カ国を対象として GI 監視の実態についてインターネット調査、現地リサーチ及び現地法律事務所を通じた情報収集を行った。EU 域内で日本の GI 産品の模倣品が発見された場合に生産者団体等がとりうる措置について参考となる情報を整理してまとめている。

本書は GI 産品の生産、販売にかかわる方、特に外国への輸出を行っている、またはこれから輸出を検討されている方を対象としている。EU 域内において GI の侵害がいかに解決されているかを紹介し、日本の農林産物・食品の輸出拡大の一助となることを願うものである。

